

# ペーパーレスニュース

発行No.PL-125

発行者:日本知的財産協会

発行日 2016年11月30日

情報システム委員会

テーマ	電子出願ソフトに関する重要なお知らせ
<p>2016年11月に、特許庁から下記の連絡がありましたので、お知らせいたします。</p>	
<p><b>1. インターネット出願ソフトのリリースについて(Ver.[i2.90])</b></p>	
<p>● 新バージョン[i2.90]のリリース日程 ダウンロード可能日:2016年12月28日(水) 18:00～(予定) 送受信可能日時 :2017年1月1日(日) 9:00～(予定) ※特に新しい標準文字にて商標出願をされる場合は必ず Ver.[i2.90]での作成、出願が必要になりますのでご注意ください。 ※詳細なリリース情報、旧バージョンの利用可能期間に関しましては、電子出願ソフトサポートサイトに掲載されておりますのでそちらをご参照下さい。 <a href="http://www.pcinfo.jpo.go.jp/site/4_news/4_release/04_39.html">http://www.pcinfo.jpo.go.jp/site/4_news/4_release/04_39.html</a></p>	
<p><b>2. インターネット出願ソフト(Ver.[i2.90])の仕様について</b></p>	
<p>● Ver.[i2.90]からの主な変更点</p> <ol style="list-style-type: none"><li>① 2017年1月1日から適用される新しい標準文字に対応<ul style="list-style-type: none"><li>・表示ソフトに影響を受けないよう送信ファイル作成時に標準文字(テキスト)をイメージに変換</li><li>・2017年1月1日以降、Ver.[i2.80]での標準文字を含む書類の作成、出願は行えないため、標準文字を含む場合は必ず事前に Ver.[i2.90]へのバージョンアップが必須</li><li>※Ver.[i2.80]で作成したファイルは2016年12月31日までに提出する</li><li>※Ver.[i2.90]で作成したファイルは2017年1月1日以降に提出する</li><li>・新しい標準文字を含む書類は Ver.[i2.80]では表示不可</li><li>・特許庁内に蓄積された過去の手続書類(出願人が提出した書類)・発送書類(特許庁が発送した書類)・庁内書類も順次イメージ化される予定</li></ul></li><li>② 2016年11月30日以降に電子認証登記所から発行された SHA-2 電子証明書に対応</li><li>③ 電子現金納付の納付番号明細照会に表示される書類名の追加</li><li>④ ePCT eOwnership 権限(アクセス権)取得の申請に対応<ul style="list-style-type: none"><li>・国際出願願書の送信ファイル作成時に権限取得画面が表示され、申請ができる(任意)</li><li>※eOwnership 権限は出願後でも取得可能</li></ul></li><li>⑤ 国際出願願書の編集画面にて、「先の調査の結果の利用、当該調査の紹介」の入力に対応</li><li>⑥ 国際予備審査請求書の2016年7月版の様式への対応</li><li>⑦ SGML ビューア(意匠、商標、審判書類の表示機能)に出力機能を追加<ul style="list-style-type: none"><li>・審査書類(XML)の様にイメージコピー、テキストコピー、テキスト出力が可能</li><li>※標準文字は今後イメージ化されるため、テキストコピー、テキスト出力の対象ではない</li></ul></li></ol>	

### **3. PCT-SAFEの受付等について**

- ① 現在特許庁で受付可能な PCT-SAFE のバージョン
  - ・RO/JP へのインターネット出願が可能な PCT-SAFE は Build247 と Build248(変更なし)
- ② PCT-SAFE の受付終了(2016 年 12 月 31 日)について
  - ・インターネット出願ソフトで英語による PCT 出願ができるようになることに伴い、RO/JP に対する PCT-SAFE での出願は 2016 年 12 月 31 日で受付終了(変更なし)

### **4. その他**

- インターネット出願ソフト Ver.[i2.80]について
- ① ダウンロード再開について

11月28日よりダウンロードが再開しています。詳しくは下記 URL を参照してください。  
[http://www.pcinfo.jpo.go.jp/site/4\\_news/1\\_important/info49.html](http://www.pcinfo.jpo.go.jp/site/4_news/1_important/info49.html)
  - ② 法務省 電子認証登記所から 11 月 30 日以降に発行された電子証明書の利用に関して  
詳しくは下記 URL を参照してください。  
[http://www.pcinfo.jpo.go.jp/site/4\\_news/1\\_important/info28.html](http://www.pcinfo.jpo.go.jp/site/4_news/1_important/info28.html)

以上

[委員会担当:横山]